

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の  
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き  
(小規模埋立て等届編)

木更津市環境部  
まち美化推進課  
平成27年4月

目 次

I	特定事業の小規模埋め立て等届について-----	2
1	小規模埋立て等届 -----	2
2	小規模埋立て等届（一時たい積特定事業） -----	3

## I. 特定事業の小規模埋立て等届について

### 1 小規模埋立て等届(条例第9条第2項)

- ・届出書及び添付書類は、製本して提出すること。
- ・提出部数、正副各1部。(正本は1通で他は写しで可。)
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類(図面を除く。)は、日本工業規格A列4判で作成すること。

#### (1) 目次

申請にあたっては申請書添付書類についての目次を作成すること。原則として「小規模埋立て等届の必要書類チェック表(別紙様式第2号の7)」の順で作成すること。

#### (2) 小規模埋立て等届(規則第20号様式)

- ① 届出者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し(法人にあつては法人登記事項証明書)を添付すること。
- ② 法定代理人の氏名及び住所：届出者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。
- ③ 事業の目的：事業施工後の使用目的を具体的に記載すること。
- ④ 特定事業区域の位置：事業区域の所在、地番、地目、実測面積及び土地所有者を記載すること。
- ⑤ 特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。
- ⑥ 特定事業の期間：特定事業を行う期間(3年以内とする。)を記載すること。特定事業区域が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類(特定事業区域内土地使用同意書(規則第2号様式)・特定事業区域内施工同意書(規則第4号様式)・特定事業区域外土地使用承諾書(別紙様式第13号)・特定事業区域内土地所有者確認書(別紙様式第15号))の契約期間の範囲内とすること。
- ⑦ 条例第9条第1項の許可を必要としない理由：採石法等の法令の名称及び条項、採取場所、最大盛土高等を記載すること。
- ⑧ 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「規則別表第2」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書「使用土砂等予定量計算書(土量変化率を考慮したもの。)(別紙様式第6号)」を添付すること。

但し、「規則別表4」に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。

#### (3) 特定事業場の位置図

1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

#### (4) 特定事業場付近の見取図

1/2,500程度で特定事業場の周辺の状況(住居や公共施設等)が判明できるもの。

#### (5) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断面図・横断面図

1/250～1/500程度で作成し、特定事業施工前の現況及び施工後の形状が判別できるもの。

縦・横断面図は形状が確認できるピッチの縦横のものとする。

また、平面図には特定事業区域について隣地との境界杭等を明示すること。

(6) 特定事業場の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書で、届出る日前3月以内に発行されたものに限る。

(7) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業区域の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

なお、特定事業場は赤線、特定事業区域は青線で明示し、それぞれの域内を各色で塗ること。

(8) 特定事業区域内土地使用同意書・特定事業区域内施工同意書・特定事業区域外土地使用承諾書等

特定事業場並びに特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について届出者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。

なお、1筆の土地が特定事業場及び特定事業区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

① 特定事業場については、「特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）」

② 特定事業区域については、以下の書面を添付すること。

i 規則第5条第1項による土地所有者の「特定事業区域内土地使用同意書（規則第2号様式）」及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書及び「特定事業区域内土地所有者確認書（別紙様式第15号）」

ii 規則第5条第3項による事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権）の「特定事業区域内施工同意書（規則第4号様式）」及び当該書類に捺印した権利者の印鑑登録証明書

(9) 土砂等売渡・譲渡証明書

条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であることを証する「土砂等売渡・譲渡証明書（規則第22号様式）」に、当該条項で規定する「許認可書の写し」を添付すること。

(10) 土砂搬入経路図

1/50,000程度で発生場所から特定事業場までの経路図。

(11) 全景写真

撮影日時、撮影者等を記載すること。

(12) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

## 2 小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）（条例第9条第2項）

- ・届出書及び添付書類は、製本し提出すること。
- ・提出部数、正副各1部。（正本は1通で他は写しで可。）
- ・図面等で1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。
- ・添付書類は（図面を除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。

(1) 目次

申請にあたっては、申請書添付書類についての目次を作成すること。

原則として、「小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）の必要書類チェック表（別紙様式第2号の8）」の順で作成すること。

(2) 小規模埋立て等届（一時たい積特定事業）（規則第21号様式）

- ① 届出者：特定事業を行おうとする事業者を記載し、住民票の写し（法人にあっては法人登記事項証明書）を添付すること。
- ② 法定代理人の氏名及び住所：届出者が未成年者の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、住民票の写しを添付すること。
- ③ 事業の目的：「一時たい積特定事業」と記載すること。
- ④ 特定事業区域の位置：事業区域の所在、地番、地目、実測面積及び土地所有者を記載すること。
- ⑤ 特定事業区域の面積：実測の求積図等を添付すること。
- ⑥ 特定事業の施工期間：特定事業を行う期間（5年以内とする。）を記載すること。特定事業区域が自己の所有でない場合については、当該土地について借地等の使用権限の明らかな書類（特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則第3号様式）・特定事業区域内施工同意書（規則第5号様式）・特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）・特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地所有者確認書（別紙様式第16号））の契約期間とすること。
- ⑦ 条例第9条第1項の許可を必要としない理由：採石法等の法令の名称及び条項、採取場所、最大盛土高等を記載すること。
- ⑧ 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造：「規則別表第3」に掲げる構造のとおりとし、1/250～1/500程度の平面図及び断面図を添付すること。また、当該特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書「使用土砂等予定量計算書（土量変化率を考慮したもの。）（別紙様式第6号）」を添付すること。

但し、「規則別表4」に掲げた対象事業については、当該法令に準拠した構造とすること。

(3) 特定事業場の位置図

1/10,000程度で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの。

(4) 特定事業場付近の見取図

1/2,500程度で特定事業場の周辺の状況が判明できるもの。

(5) 特定事業場並びに特定事業区域の実測平面図・縦断図・横断図

1/250～1/500程度で作成し、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの。

(6) 特定事業場の土地登記事項証明書

特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書で、届出る日前3月以内に発行されたものに限る。

(7) 公図の写し

特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業区域の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。

なお、特定事業場は赤線、特定事業区域は青線で明示し、それぞれの域内を各色で塗ること。  
(8) 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書・特定事業（一時たい積特定事業）区域内施工同意書等

特定事業場並びに特定事業区域の土地が自らの所有でない場合には、当該土地について届出者が使用占有する権限等があることを証する書類等の添付が必要となる。なお、1筆の土地が特定事業場及び特定事業区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

①特定事業場については、別紙「特定事業区域外土地使用承諾書（別紙様式第13号）」

②特定事業区域については、以下の書面を添付すること。

- i 規則第5条第1項による土地所有者の「特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（規則第3号様式）」及び当該書類に捺印した土地所有者の印鑑登録証明書及び「特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地所有者確認書（別紙様式第16号）」
- ii 規則第5条第3項による事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権等）の「特定事業（一時たい積）区域内施工同意書（規則第5号様式）」及び当該書類に捺印した権利者の印鑑登録証明書

(9) 土砂等売渡・譲渡証明書

条例第9条第1項第2号に規定する採取場から採取された土砂等であること証する「土砂等売渡・譲渡証明書（規則第22号様式）」に、当該条項で規定する「許認可書の写し」を添付すること。

(10) 土砂搬入・搬出経路図

1/50,000程度で発生場所から特定事業場までの経路図。

(11) 全景写真

撮影日時、撮影者等を記載すること。

(12) 関係許認可等申請書

この条例以外に特定事業を施工するにあたり、許認可等が必要で、許認可等がなされている場合は、当該許認可等の許可書等又は申請書の写し（受付印のあるもの。）を添付すること。

木更津市環境部  
まち美化推進課 まち美化担当  
〒292-0838  
木更津市潮浜3-1  
クリーンセンター内  
電話 0438-36-1133